

平成28年第4回六戸町議会定例会会議録（第2号）

平成28年12月5日（月）午前10時開議

出席議員（12名）

1番	長根一男	2番	種市正孝
3番	杉山茂夫	4番	久田伸一
5番	高坂茂	6番	下田敏美
7番	川村重光	8番	河野豊
9番	円子徳通	10番	母良田昭
11番	山本実	12番	苔米地繁雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田豊	副町長	保土澤正教
総務課長	川村星彦	企画財政課長	円子富浩
税務課長	舘泰之	産業課長	高橋宏典
町民課長	川原徹	福祉課長	外山昌彦
建設 下水道課長	小林章	診療所事務長	吉田史明
会計管理者	高橋寿典	教育長	櫻田泰弘
教育課長	吉田英輔	農業委員会 会長	金淵盛一
農業委員会 事務局長	高橋宏典	選挙管理 委員会委員長	四木豊美
選挙管理 委員会 事務局長	川村星彦	代表監査委員	吉田透
監査委員 事務局 局長	川村政則		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 川村政則  
主 査 井川静香

事務局次長 松橋紀幸

---

### 議事日程

日程第 1 諸報告

日程第 2 一般質問

通告者 5番 高坂 茂君

3番 杉山 茂夫君

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 会議録署名議員の氏名

10番 母良田 昭

11番 山本 実

## 会 議 の 経 過

議 長（円子徳通君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席願います。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（円子徳通君）

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 一般質問に入ります。

一般質問の通告者は2名であります。通告の順により、一般質問を許します。

最初に、5番、高坂茂君は一問一答方式による一般質問です。

高坂茂君の質問を許します。

5番、高坂茂君。

5 番（高坂 茂君）

おはようございます。

ただいまご指名をいただきました高坂茂と申します。

質問に入る前に一言申し上げることをお許しいただきたいと思っております。

ことしの暦も12月となり、振り返りますと、内外でいろいろな出来事がありました。

国外では、8月、ブラジルリオデジャネイロにてオリンピックが開催され、日本の体操、水泳、柔道女子、レスリングとお家芸としている競技で多くのメダルをとり、国民に喜びと大きな感動を与えました。

また、11月のアメリカ大統領選において、トランプ候補が初の女性大統領を目指したクリ

ントン候補を接戦の上、下し、見事大統領の座を射とめました。このことは、多くのメディアの予想を覆した、まさに青天のへきれきと言える出来事ではなかったでしょうか。皆さんはどのように予想していましたか。また、トランプ氏の発言は、過激さも相まって、この後においてどのような影響が各国に及ぼしていくか、特に日本の防衛にかかわることにおいて、大きな関心事となるのではないのでしょうか。

国内においては、8月の台風10号が、気象観測史上初めてという進路が太平洋三陸沖から上陸、青森県内を通過し各地に被害をもたらしました。

特に岩手県岩泉町では、特養施設が河川の氾濫により被害を受け、9名の犠牲者を出しました。被害に遭われた方初め、ここに改めてお悔みとお見舞い申し上げます。

一方、我が町も、いち早く台風の予測をし、避難勧告を発令し、万一に備えましたが、人的被害はなかったものの、畑作や倒木といった最近にない大きな被害をこうむってしまいました。

このような台風、つまりこのような気象変動は、地球温暖化による二酸化炭素の増加が大きく影響していることが、全世界の学者や政治指導者もわかっていることですが、どのようなことが起ころうとも、私たちはこれらに順応していかなければならないのです。

突風、竜巻、ゲリラ豪雨、異常高温と、これから多く経験していかなければならないことを肝に銘じておくことが肝要かと思えます。

前置きが長くなりましたが、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

質問の1点目は、空き家等条例についてです。

この中で、開知小学校通学路に面した空き家についてですが、今現在通学している児童は、建物が余りに老朽化しており、そばを通るのが危険な状態にあります。

したがって、昨年12月に条例を執行したことに伴い、町としてこの空き家の処置を考えていただきたい。また、当町の空き家の実態を把握した上で、今後の対応についてお伺いします。

2点目は、台風10号の被災状況についてです。

このことは、先ほども申し上げましたが、これまでの経験からもなかった雨・風の強い台風であったと思えます。

これらにおいて、町の対処・対応はどうであったか。はたまた農地の被害、あるいは作物、ビニールハウス等の被害状況等について、町として被災農家に助成する考えがあるかお伺いします。

以上、質問項目2点について、壇上からの質問を終わります。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

皆様、改めましておはようございます。

今、高坂議員さんよりことしのいろいろな変化についてのお話がありました。

まさにそのようにいろいろな変動のある時代だなというふうに私自身も感じ取っている次第でございます。

それでは、早速ではございますが、ご質問に対しましてお答えを申し述べてまいりたいというふうに思います。

まずは、最初に、開知小学校通学路に面した空き地について町の対応を問うということについて、お答えを申し上げてまいりたいというふうに思います。

ご指摘の家屋については、これまでに地元の住民や町内会長さんから、屋根材等の剥離が危険だと情報をいただきまして、消防署員により飛散防止の応急措置を行い、所有者に連絡し、ネット等により防止策や外壁補修をしていただいております。また、あわせて文書で所有者に対し、建物を適正に管理していただくよう依頼しているところでございますが、今後におきましては、町が撤去の方向で対応してまいりたいと。その関係者がこの件に関しましていらっしゃいますので、単に所有者氏名とまたその内容が違うものですから、その確認がなされれば町としては、通学路でもありますので早期に撤去作業に入るということを前提に対応してまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

また、六戸町の空き家等の適正管理に関する条例は、ことしの4月1日から施行されております。空き家であり危険だと思われる建物については、相談等があった場合、所有者に状況を連絡しその対応をお願いしていますが、空き家の実態把握を目的とした調査は、これまでまだ行っておりませんので、今後、その実態調査を実施するということとなります。

空き家等の情報提供をそれぞれの皆様にお願いをし、現地調査並びに所有者の特定、所有者への意向調査の実施などを検討してまいりたいと考えているところでございます。

放置された空き家は、老朽化により倒壊等の危険性があるばかりではなく、周辺の生活環境への悪影響などがあります。

しかしながら、空き家といえども所有者がおります。町が勝手に補修するとか取り壊しをするということではできません。六戸町空き家等の適正管理に関する条例は、町が空き家を取り壊すのが目的ではなくて、空き家等の管理について所有者の責務を明確にし、安全で安心な暮らしの実現のため制定したものであります。

まずは、空き家等を放置しておいた場合の危険性をPRするとともに、所有者に管理責任があることを周知してまいりたいと。今後そのようなリーフレット等を準備しながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

2つ目のご質問でございますが、台風10号の災害状況についてのご質問に対してお答え申し上げます。

まず、町の対応と被害状況についてお答えいたします。

観測史上例を見ない経路で海上から東北地方に上陸した台風10号は、雨以上に暴風による被害が予想されたことから、災害対策本部を設置するとともに、当町として初めてでございましたが、全町民に対し避難準備情報を発令し、就業改善センターに避難所を開設いたしました。要援護者・自主避難者15名の町民が避難されました。飛散防止や交通規制は消防署、警察署、町職員で朝方まで行い、避難準備情報の広報や伝達は、これも初めてでございますが、消防団、そして区長さん、民生児童委員の皆様方からご協力をいただき対応をいたしました。

台風による被害状況は、先般の議会全員協議会でご報告させていただきましたが、8月以降の台風による建物関係は、屋根材の剥離等9棟で502万円、土木関係は、町道のり面崩壊や倒木等108件で2,707万円、農林業関係は5億436万円と報告いたしました。農作物災害については、収穫作業がまだ進んでいない状況にあることから、現段階では正確な被害面積・被害金額を把握しかねる状況であることをご理解願いたいと思います。また、文教施設関係は、施設の屋根材の剥離等9施設で140万円となっております。

次の畑作の被害に対する助成制度を問うということに対しまして、お答え申し上げます。

現在、国による台風被害による被災農業者の支援策として、産地活性化総合対策事業、平成28年台風対応の産地緊急支援事業でございますが、による次期作、来年行うための栽培開始に必要な種苗類を含む資材への補助や、株式会社日本政策金融公庫による農業施設の被害復旧や、被災後の経営再建に使用できる低利子の農林漁業施設資金や、農林漁業セーフティネット資金の活用が進められております。

当町としては、おいらせ農業協同組合や農業関係者等の意見を聞き、青森県と連携しながら、農家に対し来年の畑作への支援策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

以上で答弁とさせていただきますと思います。

議 長（円子徳通君）

高坂君。

5 番（高坂 茂君）

それでは、順次、再質問させていただきます。

町長からの空き家についての、開知小学校です、撤去に対して対応するという前向きな発言がありまして、私はもうこれで質問終わりたいと思いますけれども、その段取りです。この空き家条例、これは昨年12月、私、ずっと目を通したんですけれども、かなり条文がありまして段取りがあると思います。

まず、現地の調査から始まって、その持ち家の主に対して撤去の。多分、そこで動かないと思います、今までどおり。ということであれば、時間がかかるのは想定されます。そういったところで、時限というのは言っちゃどうなんですか、ちょっと語弊があると思いますけれども、いつごろまでに実施できる、その見通し。町長さんでもいいです、総務課長さんでもいいです、そこら辺ちょっとお伺いしたいと思います。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

先ほども申し上げましたが、本年度の4月1日に施行となったわけですが、十二分に町民に対しまして周知されていないというふうに私は捉えております。

今、先ほど申し上げましたように、準備をいたしまして町民にお伝え申し上げ、そしてそれぞれ空き家の所有者、また、そのあり方というのはいろんなところがあると思います。

ご指摘の点に関しましては、特別な事情がありますけれども、他の場合においては、相続的な立場の中にいらっしゃる方がいれば所有者を明確化しながら対応していけると思います

ので、町民の皆様はその空き家条例の趣旨、そのことをご理解いただければ、私どもは現在行ってくるような、意見が来た場合に所有者に対して通知をしてというのが、まず効果はそれなりにあるだろうと思います。まずは、空き家条例がなぜなされているかという部分を知らしめながらやっていきますと、より深いご理解をいただけるのではないかというふうに思っておりますので、まずは、空き家だから全てということではなくて、先ほども申し上げましたように、危険であったり、それぞれ地域の方々の事情を聞き、そして現地を確認しながらそれなりの対応をしてまいりたいと。

現在の先ほどのご質問に関しましては、通学路であるということ、それから地域ということ、実際の現状が非常に危険であるということ、それらを踏まえますと、先ほど申し上げましたように、町といたしましては撤去する方針でいくのがベストだろうというふうに考えておりますが、他の空き家が果たして同等であるか否かはそれぞれ調べてみなければなりませんので、それらを具体的にやれること、私どもとしてはとどめてまいりますが、町民の皆様にご理解をいただく環境を整えたいというふうに思っているところでございます。

議 長（円子徳通君）

高坂君。

5 番（高坂 茂君）

今、町長おっしゃいましたこの条例に基づいてということで、あくまで撤去に対しての対応ということですね。撤去をすることはまだ言っていません、対応です。

1つは、前の官庁街通りの件もありまして、かなり時間かかりました、5年ぐらいですか、私の記憶だと。非常に危険にさらされているというのは、もうお互いにそれは周知しているわけです。

1つは、現場を見ていますか。我々はあそこを常に通っていますので、何げなく通ってわからないのです。

今、子供たちは、私、去年、下田議員と一緒にあそこ危険ですからということで陳情に行って、とりあえず応急的にトラロープを張ってもらって、そして雪が落ちたり物が落ちてきたりしてもそれは対応できるようにやっておきました。それから、町民バスの停留所も移動してもらいました。そして、学校側のほうにも、今、スクールボランティアの方がいますけれども、あそこで子供たちが通学してくるのに、こちらのほう待ってくださいみたいにやっ



ております。

そして、1つは、あそこは町道になっていますけれども、非常に狭いのです、歩道も。そして、子供たちは雪降ったりすると、もう脇を通っても大変難儀している状態です。そういったところで遠回りしている状態なのです、今。子供たちはまだそういうのに皆従っていませんけれども。

そういったところもありまして、私は、ぜひとも早い段階でやっていただきたい。ということは、行政代執行まで考えていただきたいということです。そこら辺の回答を前向きな回答をいただきたいと思えますけれども、そこら辺どうでしょうか。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

ご指摘の箇所に関しましては、代執行ということよりも、それにまさるいろんな法的な部分が絡んでおりますので、私どもとしては謙虚に、今通学路であること、危険であること、それらをお伝えをし、関係者の方々にご理解をいただいて、了解を得れば、直ちに取り壊しを実施したいというふうに思っておりますので、ゆっくりと進めるという気ではございません。了解を得ればいいのでありますが、通常の所有者という形と全く違う環境にございますので、あくまで第三者的な、第三者じゃないですね、当事者になる方々の関係者がいらっしゃいますので、それも法的な意味合いの中でいらっしゃいますから、その方々の了解を得ることがあれば、私どもはもう直ちに執行、取り壊しを行いたいというふうに思っておりますので、ゆっくりと眺めてという、はがきが返事が来たらということではなくて、こちらから積極的に確認をして対応してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというように思います。

議 長（円子徳通君）

高坂君。

5 番（高坂 茂君）

なかり前向きな回答を得たわけですがけれども、どのぐらいの時間、そこだけ最後。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

個人的なこともありますから詳細は申し述べるわけにはまいらないのでありますけれども、法的な意味合いの中にあリまして、例えば取り壊した、そのまま現存させておく、それによって、その資産または経費、それらにかかわる部分がどのようになるかということ等もありますので、法律関係の集団、それから金融関係、補償関係、それらのこともご指摘の点に関してはありますので、いつまでというふうには私どもの口から言えないのでありますけれども、この事情という部分をしっかりとお伝えをして、それらのことを理解していただければ町としては行いますというふうに伝え、できるだけ早く執行できるように進めたいというふうに思いますので、期日をいつごろまでと、何かのこの間のことでクリスマスまでというような答弁をしている方がいましたが、そのようには申し述べられないことはご容赦賜りたいというふうに思います。

どちらにいたしましても、ご質問の趣旨は全く同感ですし、あのままでは極めて危険だと、また、景観上というよりも危険であるという捉え方をしておりますので、できるだけ早く取り壊すということが可能であるように進めてまいりたいというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

高坂君。

5 番（高坂 茂君）

ぜひとも迅速に、スピーディーに実行していただきたい。

次に、空き家の状況なんですけれども、この実態です。昨年も河野議員のほうから廃屋の状況について質問ありました。その後にこの条例ができていて、そういうことで、趣旨は多分、景観上という今話もありましたけれども、廃屋、要するにもうずっと住んでいない、今にも壊れそうな状況、それと空き家、この定義というのはあると思うんです。そういったところで、総務課長、空き家と廃屋のこの違い、この定義、そこら辺わかりましたら教えていただきたいと思います。

議長 長（円子徳通君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（小林 章君）

明確な定義というのはちょっと調べたことはないんですけども、廃屋となると、外見から見ても壊れそうなもの、空き家となれば、外見上はしっかりしているけれども、人が住んでいない、そういうような形に区分されるんじゃないかなと思います。

以上です。

議長 長（円子徳通君）

高坂君。

5 番（高坂 茂君）

無理やり質問して申しわけありません。

この廃屋というのは、要するに私も何回か相談を受けている場合があるのです。もう昔からずっとあるのです、もう小屋で誰も住んでいない、今にも壊れそう。ただ、それが現存している。皆さんも周り見てごらん、絶対ありますので。ですから、これを契機にその実態を把握していただきたい、どういうものがここにあるのか。

それから、空き家というのは、私調べたら、1年以上もう人が住んでいない。ですから、1年以上住んでいないというのは、建物自体はまだしっかりしているということで、これは再利用というのですか、できるわけです。ただ、そういうのを周知し、それから再利用するその手だてというのは、これはこれから行政のほうで手だてをしていかなければならないと思うのです。これが今の空き家特措法の趣旨だと思うのです。

全国に何百万という空き家あると思うんですけども、我々の近くにもあります。ですから、その実態を把握しているのか。そこら辺どうですか、総務課長、わかりますか。

（「建設下水道課長」の声あり）

議長 長（円子徳通君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（小林 章君）

今現在、実際に空き家の実態を把握している調査はありません。

具体的には、これからその実態調査始めますけれども、1月の区長会議において、各区長さんに、その地域の空き家と思われるような情報を提供してもらう予定です。

ただ、空き家といっても所有者がいますので、個人情報とかもありますので、情報提供してもらう内容については、ちょっと今検討中です。

その情報をもとにしての危険性があるとか、これからまだ再利用できるとか、そういうようなもの区別しながら所有者を特定し、所有者の意向調査等を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（円子徳通君）

高坂君。

5 番（高坂 茂君）

まだ実態把握していない、区長会議。これは私、どうなのか。そういうプロジェクトみたいなチームを立ち上げて、全体の実際を見て回ると、それから聞き取りする。ただ一方的に区長会議で言ったところで、私も区長やってわかりますけれども、なかなか区長やっていて、常にそういうのを把握しているわけでもない。そういうこともあれば、やはり町のほうで積極的に把握することに努めなければならないと私は思います。

こういう事例もあるんです。私、パークゴルフやっているんですけども、青森の方がここに来てやっていて、こっちは雪少ないから夫婦でここに住みたいということで、現在住んでいます。

それは、やはりお金がかかりますから、新築することできないわけです。ですから、なるべく安くて、それから自転車で買い物できるぐらいのところがいいということで、我々のメンバーの中で紹介した。私はわからないんですけども、そういうのがあるんです、実際。

ですから、いい住環境の六戸町ですから、そういう情報を発信するという点においても、把握して、それからいい物件があれば、こういう物件ありますと、その仲立ちするみたいな、

そういう組織づくりは必要だと思うんです。

空き家について、さっきの話の続きになりますけれども、あくまでももう景観上危険とか、そういったことに対してのこの条例というのは国のあれで、空き家というのはまた別な利用する、その観点からできていると思いますので、ちょっとこれ、分けて考えなければならぬと思うんです。

そういったところで、弘前市では登録バンク制度みたいなのをやっております。また、町と市とまた全然違うと思うんですけれども、そういうコミュニティのために空き家を利用するということは、六戸町ではまだそこまでいく必要はないのかなということもあります。

それから、人口減少社会ですので、やはりほかからも移住してそういう安い物件に入れるみたいな、そういうあっせんするような、そういうことも考えなければならぬと思うんです。

そういったところで、この空き家について、もう一歩先んじての考えはどうなのか、そこら辺、町長、どうですか。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

今、ご質問のあります空き家という概念と廃屋というもの、それを明確な判断を持ちながら調査をしなければならないというふうに、まずはご質問のように感じております。

空き家の登録をして、今お話がありましたように、活用できる方いらっしゃればということまで持っていきたいというのが、実際は理想的としてそのように考えております。ただ、それにいたしましても、詳細を調べるためには、強権的に、こちらは、ここはないみたいだけれどもどうだというわけには、第三者が行ってそれをやるわけには、公の立場としてはできません。

ですから、やはりそれを地域にいる町内会長さんという言葉を出したのは、やはり地域の方々をよく知っていますので、それらの状況をお知らせいただきたいということをもっと最初に行うべきではないのかと。

例えて言うならば、私知っている箇所です。ただし、週1回か2週に1回、その親戚の方が来て、清掃したりいろんなことをやっています。

そうしますと、知らない方見ますと空き家ですけれども、そこの方に見れば、実際はそこに来て管理をしているわけですので、廃屋というものではなくて、家としてなされていますから、そういう点も、こういう状況だというのがわかれば、その方からこの空き家状況ですがどうでしょうかという、活用に向けて詳細のアンケートや何かも取りつけることができるのではないのかというふうに思っておりますので、4月1日から調査まで全部スタートすればよかったですでありますけれども、今後において、今ご質問のあります利活用というのが可能かどうかという、空き家、そして、まさに空き家で将来そういう意思があるかなにかの建物、または、完全にこれはちゃんとしているようだけれども、中が放置されてもう廃屋に近い状況、それらの現状調査という部分を今後においてやりたい。まずは区長さんからお話を伺い、そしてその調査を展開する中であって、ご意見等を地域の住民から聞きながら調査を拡大していければいいかなというふうに思っておりますので、少々時間のかかることではありますけれども、権利という部分をバックにしながら、私どもとしては強権的な態度ではなくて、あくまでもその方々の立場を尊重しつつ調査事業を進めていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

高坂君。

5 番（高坂 茂君）

この廃屋、それから空き家、これから実態調査、そこからスタートになると思います、実際。そういう聞き取りというのも大事だと思います。そこからがスタートになります。ぜひともこの条例ができたことを背景にして、一歩でも二歩でも進んでほしい。

やはり、もう本当、今にも潰れそう、青森とかああいう豪雪地帯はもう多分潰れていると思うのです。それこそ私たちが小っちゃいころからある店、それが現存しているんですよ、実際、相談受けたんですけれども。

1つ私はわからない、そこは固定資産税はちゃんと納めているのか、そこら辺わかりますか、そういう昔からある、人が住んでいない、そういったところからはちゃんと税金を徴収しているのか。そこら辺どうなんですか、実態は。わかりますか。

議 長（円子徳通君）

税務課長。

税務課長（舘 泰之君）

廃屋等についての、課税して滞納がないのかみたいな感じの質問と思われませんが、ちょっとこの個人が滞納しているとか、納めている納めていないはちょっと答えられないのですが、課税自体は、当然所有者、もしくは相続人がいれば相続人等のほうの方へ課税をして、納めている納めていないかまではちょっと答えられませんが、やられているという認識であります。

以上です。

議長（円子徳通君）

高坂君。

5 番（高坂 茂君）

ということは、じゃ、実際にその所有者というのは知り得るわけですね、それは。

今、この条例の中にも書いてありますね、これがバックにあります。これ、ぜひその所有者がわかったら、我々も、つてでそこら辺にお願いすることもあるんですね。そういったのを確認で今したので、ぜひともそれを、もう廃屋になっている場合です。空き家は有効利用できますけれども、そういう危険の状況という観点からすれば、そこを取り壊す。我々もそれに情報を得たりすることもできると思いますので、ぜひともそこら辺やっていただきたい。

時間がどんどんなくなりますので、空き家に対してはこのぐらいにしておいて、2点目の台風10号について質問していきたいと思います。

1つは、先ほど町長からの回答もありましたように、被災についての対応というのはすばらしかったと思っております。

何点かお聞きしたいんですけれども、この避難準備情報ですか、これは避難勧告というのはテレビのテロップで見たんですけれども、ここら辺の違いはどうなっているんですか、準備情報、避難勧告、避難指示とかあります。そこら辺の判断基準というのはどういった対策本部でやったのか、それとも町長の指示であったのか、そこら辺お聞きしたいと思います。

議長 長（円子徳通君）

町長。

町長 長（吉田 豊君）

詳しくは避難準備情報、避難勧告、それぞれ状況がございます。それに応じてやるのでありますが、避難準備情報に関しましては、危険が起きる可能性があるという段階で判断をするというふうになっておりますので、先般の場合におきましては、もう私から、これは間違いなく倒木が出ると。家屋であつたりいろんなところに倒れる場合もあるのでありますけれども、まず、空間がある道端、道が空間になっておりますから、そういうところは間違いなく倒れるぞと。停電発生または通行不能、それらの起こることは間違いなく予測されると。それによって、心配な方、その方々がただ漫然とご自宅にいらっしゃるのも大変だろうから、今のうちに避難準備情報を出しましょうということで行いました。

避難勧告ですとか避難指示というふうになりますと、完全にもうここに起きるといような状況の判断が必要になろうかと。

（「勧告の前ですよ」の声あり）

町長 長（吉田 豊君）

勧告の前ですね、避難準備情報というのは。ですから、どこかが特別、川があふれているとかそういうことではないものですから、ただこの気象状況下の中にあつては、六戸全域どこで起きてても倒木に関してはおかしくないというふうに判断したものですから、避難準備情報を発令したということでございます。

詳細は事細かくありますので、警報まではいきませんが、六戸としては初めてのケースでございましたが、残念ながら予想が当たり、かなりの倒木があつたというのが事実でございました。

議長 長（円子徳通君）

高坂君。

5 番（高坂 茂君）



風が強いというのは、もう事前にテレビのほうで皆さん把握していたと思います。

そういったところで、家の中にいると、そんなに風雨の強さ等は実感できない。そういう中でそういう準備情報が出た。

1つは、私、これはどうかなというのを確認したいのですけれども、私、区長ですから、電話がかかってきたんです、総務課のほうから、準備情報が出ましたのでということで。

出ましたのはいいんですけれども、避難するのであれば、就業改善センターですか。どういうふうにして私動けばいいかわからないんです、はっきりいえば。電話した方も多分わからないと思うんですね、どうすればいいのか。そういった対応マニュアルというのですか、それはやはりこれから先のことを考えれば、例えば区長会議の中においても、そういった台風のそういう準備情報・勧告出た場合の区長さんのやり方というのですか、そういったところをやはりレクチャーしていただかないと、はい、わかりましたでどうすればいい。電話で1軒1軒するわけにはいかない。それから例えばひとりきりとか寝たきりとか、そういったところで自分で運び出すのか、そこら辺わからないのです。

そうこうしているうちに、10時ごろですか、11時ごろですか、風がおさまって一安心したんですけれども、そういったところを今後どういったふうにしていくのか、そこら辺の見通し、総務課長さん、そこら辺はどうでしょうか。

議 長（円子徳通君）

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

お答えいたします。

今回は町としても初めてのことでちょっと混乱した部分もあったんですけれども、まず、準備情報を町として出したということを、区長さんにまずはお知らせしたかったというのが1点でございます。

あと、問い合わせがあった方については、こういう情報が出ていましたと、避難所は就業改善センターですというのを教えていただきたかったというのが趣旨でございます。

内容については、ひとり暮らしの方とかは民生委員さんのほうから連絡することにしていましたので、その辺も区長さんにお知らせ、本来はできればよかったんですけれども、ちょっと内容のほうを。

(「民生委員のほうに」の声あり)

総務課長 (川村星彦君)

民生児童委員の方には、各地区でもってひとり暮らし・高齢者のみの世帯については、連絡と確認をしておりました。

以上です。

議長 (円子徳通君)

高坂君。

5 番 (高坂 茂君)

初めてということで、行き届かない面は多々あると思いますけれども、今、どういうふうな、そういう台風被害想定されるかわからない、そういう時代に入ってきていますので、これが1つの契機になると思いますので、ぜひともそこら辺の対応マニュアルというのを、誰が連絡を受けてもできるシステムを考えていただきたい。

防災無線なんて我々使ったことないんです、もう鍵はもらっているんですけども、実際。そういったところ。

それから、1つ、非常に迅速に対応したということはわかるんですけども、その倒木です、よくそういう人的被害出なかったのかなと思っているんですけども、そこら辺、私、どういうふうに動いたというのはちょっとわかりませんが、現場としてどういうふうな動き方をしたのか。その倒木の電話で来たところに対応したのか、それとももう業者に回って、倒木の処理してくださいというふうな指示したのか。

それと、電話とか電気のそういう線についても、多分倒木があって被害が出ているもの、そこら辺の情報交換ですか、そういったところはどういうふうになったのか、電話局、それから東北電力とか、そういったところとの連携というのはどういうふうになっていたのか、わかる範囲でいいですので。

議長 (円子徳通君)

建設下水道課長。

建設下水道課長（小林 章君）

倒木については、町の職員がパトロール、もしくは準備からの情報で、実際にうちのほうで現場を確認して、対応できるかどうかを判断しながら作業をしてまいりました。

電線とか、それから電話の線については、東北電力もしくはN T Tに連絡して作業してもらっています。これは、当然、線にひっかかっている場合、うちのほうで作業できませんので、そちらの電力とかN T Tのほうに場所を連絡して作業してもらっているという形になります。

そういう障害物がないところの倒木については、業者のほうに連絡して、その都度、その都度、うちでも現場立ち会いとかしながら作業をしてまいりました。

ただ、当日はもう夜中1時、2時ごろまで、まず作業をした状況です。翌日の道路交通の確保ができる範囲で緊急性が高いところを中心に行っていました。それ以外のところは、翌日明るくなってから順次作業をしていった状況です。

以上です。

議 長（円子徳通君）

高坂君。

5 番（高坂 茂君）

もう1点です。我々も産業民生で1週間ぐらいして現場を回りました。かなりの倒木があって、私もそういうのを見るのが初めてで、これ、対応大変だったのかなと思ったりしました。

そういったところと、あと、多分夜を徹しての対応だったと思うんですけども、倒木については、もうパトロールしながら、すぐ業者に依頼してやって、どのぐらいの時間で終わったのか。例えば3日もかかるのであれば、もうこれは論外ですので、例えば1日ぐらいで終わった、そこら辺、その対応について、そういうスピーディーさに対してどのぐらいのスピーディーさでやったのか、そこら辺、対応した課長さん。

それと、全てにおいて対応できたのかどうか、できなかった部分があるのかどうか、そこら辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長 長（円子徳通君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（小林 章君）

パトロールしながら、町の職員で対応できる部分については職員で撤去等を行いました。それ以外というか、大きいものについては、当然業者のほうにお願いして作業を進めてまいりました。

実際にどれくらいかかったかと言えば、ちょっと正確には資料がないのであれですけども、1週間以内では対応できたと思います。

どうしてかかったかという、当然、そこまで行くのに道路状況が悪いとかいろいろそういう状況もありましたので、ある程度下が落ちついてからという部分もありましたので、最終的には1週間弱ぐらいでありました。ほとんどは翌日ぐらいで終わっています。

以上です。

議長 長（円子徳通君）

町長。

町長 長（吉田 豊君）

当日9時ごろ、私は自分の車でちょっと回りました。ほとんどメーンのところの大木を含めて伐採、脇に寄せられていました。ただ、先ほど課長が答えていますように、電線ですとかそういうところにかかったものは業者じゃなければ、電気の場合は、仮に断線でもしていたら、また、線にかかっていたら、もう手をかけるなというのが鉄則ですので、これは専門の消防署員にしても、それはもう手をかけないことになっておりますから、そういうものは後に残らざるを得なかったというのがありますが、通常、伐採できるのは、もう9時ごろには、ずっと北のほうも回ったのですが、かなり車が通れないとかそういう状況ではなくて、片づけられていたと。これは小さなものとかそういうものは、消防団もたしか各分団待機しておりましたので、それぞれの地域の中でのものは、脇へ寄せてくれたり、そういうふうに行われておりましたので、当日の晩にはもう大丈夫だったなというふうに思います。ただ、電線が断線しまして、それを修理するなりするというのはいずれ日ぐらいになったかと。

今、課長が1週間ほどというのは、実は道路とかそういうところではなくて、やはり倒れ

たところがあります。それらは畑のところであったり、田圃のところであったり、用水路沿いであったり、それらのことに関しましては、時間的に言えば1週間ほど後に切ったというふうになるかと思いますが、通常の道路、また、日常生活におけることからいきますと、まずは特殊な、さっき言った電気とかそういうことに関係ない場合においては、もう翌日、その次ぐらいまでの間、3日後ぐらいまでの間に全部伐採、脇へ寄せたというふうに、私は回って歩いて把握しております。

以上でございます。

議長 長（円子徳通君）

高坂君。

5 番（高坂 茂君）

今回の台風の被害は非常に今までないぐらいの被害状況だったと思いますので、常に土砂崩れとか出るところはもう決まっていると思います。

そういったところで事故のないように、これから行政側として対応していただきたいという事で、次に入りたいと思います。

最後に、この台風による畑作被害です。

新聞報道でも、他の自治体でもその補償とかそういう記事が載っております。そういった、端的に六戸町、この前の全員協議会の中でも説明ありまして、まだ被害がふえるのではないかというのがありますけれども、今後、その被害を受けた状況についての、回覧で来ておりました。これ、1週間ぐらいですか、被害状況を確認するという事で、申し出てくださいということなんですけれども、この後、これをもとにどのぐらいを町で補助をするのか。

先ほど町長は、県のほうとも連携とりながらということもありましたけれども、実際、どのぐらいの補助ができるのか、考えているのか、そこら辺、端的にお伺いしたいと思います。

議長 長（円子徳通君）

産業課長。

産業課長（高橋宏典君）

お答えいたします。

本日5日から来週月曜日までの中で、国の28年度の補助事業であります、先ほど申しました平成28年台風対応産地緊急支援事業の受け付けを行う予定でございます。

十和田市とかにおきましては、先週の金曜日から行っているようですが、六戸町及び三沢市に関しましては、同日、きょうから来週の月曜日までの間で受け付けを行いまして、取りまとめを行い、現地の確認を行った上で、来年、年明けの申請に向けて対応する考えでございます。

周辺の状況を見てみますと、28年度の中で補正事業を組みまして対応する市町村もございますし、29年度の新年度の予算の中で対応するという市町村もあるように調べが出ております。

内容につきましては、主に来年度の種子の購入助成でありますとか資材の購入助成であります、費用負担に関しましては、それぞればらつきがございまして、一概には言えないのですが、六戸町におきましては、先ほどよりおいらせ農業協同組合さん、あとは県のほうと、あとは農業者のほうからもご意見を聞きながら新年度の中で対応できればと思っておりますが、今のところはまだ未確定な状況です。

以上です。

議長 長（円子徳通君）

持ち時間まで残り5分ですのでお知らせいたします。

高坂君。

5 番（高坂 茂君）

1つは、私は質問、これ出す前にこういう、今聞き取りして支援するという事で一安心しているところです。

ただ、どのぐらいの補助率というふうになるかまだ決まっていないということで、ここら辺はどうなんですか、皆さん非常に興味あるところだと思います。

まだ激甚災害に指定はなっていないと思いますので、ちょっと激甚災害の場合はもう9割ぐらいですか。それは別として、六戸町としてどのぐらいの率を考えているのか。他の自治体と横並びに考えているのか、そこら辺。

それから、町長のほうからは、補正でやるのか来年度予算で、そこら辺の考え、ちょっとお伺いしたいと思います。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

今、助成と支援をとということでございますが、基本的には個々にお金を差し上げるというものの判断はございません。あくまで被害があつて、そして国の災害等にかかわる関連の中で、利子補給であつてみたり、または、その趣旨等の先に向かつてをどういうふうにして出すのかというものが判断がなされてこようかというふうに思いますが、被害があつたからうちに幾らもらえるだろうという考えはお持ちになられないほうがよろしいかなというふうに思います。

それから、先ほども報告いたしました、農協の被害額というのがあります。しかし、農家皆さん、それぞれ組合員じゃない方もいらっしゃいます。全体としてどういうふうにしてやっていくのかというのは、あくまで国の補正といいますか、それらに伴うこの災害対策との照合の中にあつて、六戸の実態はこうなのでどういうふうにするかという判断がなされていこうかというふうに思いますので、緊急性があれば補正という部分もあるのかもしれませんが、私どもといたしましては、もしそういうことを行うにしてみても、新年度へ組み込んでという流れのほうが、そういう時期的な時間的捉え方をしていただければいいのではないかなというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

高坂君。

5 番（高坂 茂君）

時間も迫っています。最後にします。

六戸町は農業が基幹産業ですので、こういった台風被害というのは、やはりこれは想定されます。

そういったところで、やはり農家のそういうやる気を失せないような、そういう寄り添った考え方も、1つの行政の立場だと思しますので、隣接する町村もそういうふうに対応しておりますので、それと連携しながら前向きにこの助成を考えていただきたい。それをお願い

して私の質問を終わります。

議 長（円子徳通君）

答弁はいいですか。

5 番（高坂 茂君）

はい。

議 長（円子徳通君）

よろしいですか。

これで5番、高坂茂君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時10分まで休憩いたします。

休憩（午前11時00分）

再開（午前11時10分）

議 長（円子徳通君）

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、杉山茂夫君は一問一答方式による一般質問です。

杉山茂夫君の発言を許します。

3番、杉山君。

3 番（杉山茂夫君）

皆さん、おはようございます。

また、議場や庁舎ロビーで傍聴に来られた皆様には、議会だよりで傍聴を呼びかけている広報委員の一人として感謝を申し上げます。

質問に入る前に、六戸町ふるさと納税5万円以上に対し、青森シャモロック・ザ・プレミ



アム#6が限定10セット返礼品として贈られているとの新聞記事を見て、早速町のホームページを検索したところ、今まで特産野菜詰め合わせセットだけのものが、Aコース、Bコースと分かれ、黒にんにくセットや長いも・にんにく・ゴボウ焼酎、あるいは独自の日本酒、アイスセット、絞ったまんまのトマトジュース、匠にんにく、ハーブサラダミックス等の盛りだくさんの内容になっておりました。ふるさと納税のあり方が問題になっております昨今ではありますが、今までふるさと納税の質問をしてまいりました1人として、関係者の皆様に敬意を表したいと存じます。

では、早速、通告書に従い、第4次六戸町総合振興計画の後期基本計画について質問したいと存じます。

本計画は、町の新しい将来像を「恵みの大地と人が結び合う安らぎと感動の定住拠点・六戸」と定め、優れた自然と特色ある農業などの資源を生かしながら、人と人、町民と行政が協働して暮らす場所としての質の向上、活力と交流、町民が安らぎと感動に満ちた人生がおくれるまちづくりを目指し、ちょうど東日本大震災直後の平成23年3月に策定され、昨年度で前期5年が経過したところであります。

その間、国の地方分権や地方創生への取り組み等の変化により、六戸町人口ビジョンやまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定ともあわせ、見直しを図った上で、ことし3月に後期基本計画としてスタートをいたしました。

そこで、これまでの経過と見直しされた主要施策の変更内容を中心に、次の6点について質問をいたしたいと存じます。

まず1つ目は、「受動喫煙対策に向け、公共機関をはじめとする空気クリーン施設登録を推進」とありますが、今後どのような予定で進めていかれるかをお伺いいたします。

2つ目に、これは町診療所についてであります、「医療機器・機材の計画的な更新を進めるほか、病院施設の大規模改修について検討」とありますが、その中身について、具体的にお伺いをしたいと存じます。

3点目は、「整備された防災無線の適正管理・有効活用及び子局の新設等」とありますが、その予定と場所についてもお伺いしたいと存じます。

4つ目は、「道の駅ろくのへの周辺における道路整備や遊具等の設置」とありますが、特に遊具等の設置について、計画の中身を具体的にお伺いしたいと存じます。

5点目、「役場の事務事業への町民団体・民間企業等の参画・協働を促進」とありますが、どのように民間に参画させていくか、その内容についてお伺いをいたします。

6点目は、「町税等は、クレジットカードによる納付の検討、口座振替の促進」とありますが、最近ふえておりますコンビニ払いの納付について検討されているのかお伺いをいたします。

以上、6点を申し上げて壇上からの質問といたします。よろしくお願いをいたします。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

早速ではございますが、杉山議員からのご質問に対して、順次お答え申し上げてまいりたいというふうに思います。

第4次六戸町総合振興計画後期基本計画についてのご質問でございます。

先ほど、ご質問の中にもございますが、町の総合振興計画は、町のあらゆる行政活動の基本となるものでございまして、町の最も上位に位置する計画であります。

第4次六戸町総合振興計画は、計画期間を平成23年度から平成32年度までの10年間でございますが、平成22年度に策定をし、同時に平成27年度までの5カ年については前期基本計画として策定しております。

ご質問の後期基本計画につきましては、前期5年間における時代の流れや住民ニーズの変化を把握し、後期5年間の計画を見直したものであります。

前期の5年間には、東日本大震災の発生や地方分権の一層の推進、さらには地方創生時代の到来と、社会情勢、経済情勢は大きく変化し、町内においては、保健・医療・福祉の充実が引き続き強く求められ、安全・安心な住居環境の整備や子育て環境・教育環境の充実を重視する傾向が強まりました。そうした内外の動向を的確に捉え、前期基本計画を見直し、新たなまちづくりの指針として、平成27年度に後期基本計画を策定しております。

それでは、ご質問の点につきまして、6つの点につきまして順番にお答えを申し上げます。

1つ目の「受動喫煙対策に向け、公共機関をはじめとする空気クリーン施設登録を推進する」ということであるが、ということについてお答えを申し上げます。

平成15年5月1日から施行された健康増進法を受け、青森県では、受動喫煙対策を実施している施設を空気クリーン施設、受動喫煙防止対策実施施設ということになりますが、として認証し、県民の健康づくりを支える環境づくりを進めております。

この空気クリーン施設認証制度に基づく認証施設は、平成28年9月末において、県内2,717施設あり、当町では教育、保育、医療など32施設が認証されております。

町の対応としましては、妊産婦・乳幼児の受動喫煙の防止に向け、今年度において健康ろくのへ21のダイジェスト版の発行や広報掲載などにより、喫煙の害に関する知識の普及・啓発に努めておりますが、受動喫煙対策に向け、年度内に町内の事業所に対し、空気クリーン施設認証制度の周知及び届け出依頼を行い、登録数の増加に努めてまいりたいと考えております。

2つ目の「医療機器・機材の計画的な更新を進めるほか、病院施設の大規模改修について検討」ということの中身について問うということですが、お答え申し上げます。

医療機器・機材は、医師が生命にかかわる重要な診断をするためのものであり、価格も高額であります。

医療技術向上のため、医療機器メーカーも性能が優れた医療機器・機材を都度、開発・提供しており、そのため保守対応期間、修理対応期間、部品供給期間・期限等が定められております。

現在、稼働している各医療機器・機材の保守対応期限等について、各メーカーに確認しながら、計画的な更新を検討することとしております。

次の病院施設の大規模改修についてでございますが、現在の建物は、昭和59年3月に建設され、31年経過しておりますので、屋根、外壁など改修が必要な箇所もございます。

本年10月から診療所としてスタートしたところでありますが、改修に関しては、業務内容や財源確保を含め検討してまいりたいと考えているところでございます。

3つ目の「整備された防災無線の適正管理・有効活用及び子局の新設等」とあるが、子局（こきょく）の新設について、その予定と場所をとということでございますので、お答え申し上げます。

子局の新設については、平成25年3月に町内会からの要望により、古里西地区に子局を新設しております。今後も、現在の放送エリアでカバーできない地域があれば検討してまいります。現在のところ要望がない状況でございます。

4つ目の「道の駅ろくのへ周辺における道路整備や遊具等の設置」とあるがというご質問でございますが、お答え申し上げます。

道の駅ろくのへ周辺の整備については、現在、道の駅南側の集落道と官庁街線の接続工事を実施しており、3月末には完成予定でございます。

遊具等設置につきましては、スペース的な部分も含め将来的な検討課題として捉えているものであり、現段階では具体的な計画までは至っておりませんが、より魅力ある商業基盤として道の駅周辺の整備を検討してまいりたいと考えているところでございます。

次の5つ目の「役場の事務事業への町民団体・民間企業等の参画・協働を促進」のご質問に対してお答え申し上げます。

協働まちづくりの推進という政策分野の主要施策の中に記載されているものでございますが、これは公共施設の整備・管理や公共サービスの提供等における指定管理者制度の活用や民間委託の推進はもとより、町民の参画・協働と同じように、各種計画づくりや政策形成、あるいはさまざまな事務事業において、民間の専門的知識や実務のノウハウを積極的に活用させていただくべきという考えを示したものでありますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

次の6つ目の「町税等は、クレジットカードによる納付の検討、口座振替の促進」とありますが、コンビニ払い納付の検討について問うということについてお答え申し上げます。

後期基本計画において、コンビニ納付と明文化されてはおりませんが、クレジットカード納付だけではなく、コンビニエンスストアでの納付方法の拡充についても、引き続き検討しております。この納付方法の拡充は、納税者の利便性向上と納期内納付の推進という観点から内部で検討してきているところでございますが、まだ導入に至ってはおりません。

今後とも、いろいろな納付方法について、他市町村の導入状況、システムの対応状況、手数料や導入経費、想定される利用者数等を検討し、効果の高いものを選択し導入していきたいと考えております。

最初に申し上げましたとおり、総合振興計画は町の最上位計画でございまして、全ての事務事業がこの計画書に基づいて進められるものであります。

そこで、来年度、平成29年度の当初予算編成に際し、総合振興計画の政策体系を踏まえた予算概要書を新たに作成する予定としております。総合振興計画と予算を明確に結びつけることにより、これまで以上に各種施策を進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長（円子徳通君）

3番、杉山君。

3 番（杉山茂夫君）

実は、この後期基本計画については、ことしの3月に資料をいただいてから、なかなか広範囲によりますので、その中で、本日は前期5年前の計画と照らし合わせながら、変更した点、あるいはつけ加えた点、こういった点について、具体的にお聞きをしてみました。

実は、今の最初の1番目の質問ですが、受動喫煙対策ということで空気クリーン施設登録の推進ということについては、実は昨日、広報ろくのへの12月号を見ましたら、ちょうどここに出ておりました。たばこの煙による健康への害を防ぐために皆さんの協力が必要ですよということで、煙のないきれいな空気で過ごしましょうということ。これ福祉課のほうから、その部分で広報の中に載っておりました。

実は、私は愛煙家でございます、実際たばこを吸っております。そういう中で、ある意味では大事なものは、そういう受動喫煙という形になることを、逆に私は大変恐れるというか、それはいけないことだと思います。その部分で分煙とかいろんな形の部分でそれぞれの施設のそういったところであると思うんですが、今後、この空気クリーン施設登録という部分で、この町の広報によりますと、具体的には官公庁、文化施設、教育・保育・病院・福祉・介護施設、体育、あるいは事業所、交通機関、飲食店、宿泊施設、タクシー車両などということで、これは民間も入ってくるものですから、そういった部分で言われ、登録をどんどんふやしましょうということでございます。

空気クリーン施設の条件というのは、室内の禁煙、そして灰皿がないという2点ということで、具体的にこれについては、例えばこの役場庁舎も含めて公共施設、どのように、具体的に今後予定されているのかを、私も愛煙家の一人として伺いたいと思うんですが、お答えをお願いしたいと思います。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

役場の中ということでございますが、かつてに比べれば灰皿は置いてありませんし、それに即しながら、喫煙所は1カ所あるだけでございまして、あとは戸外ということになっております。

戸外で吸っているものでございますが、たまたま偶然でございますけれども、先般、総務

課長に対しまして、玄関口での喫煙はいかがなものかということで、やはり今までは外でというのであれば、ということでしたが、それをなくしましょうという、それに対する案を練ってくれということでも指示いたしました。来年度になろうかと思いますが、玄関口での喫煙という部分はなくするということで行っておりますので、まずは、この庁舎外、または文化ホールですと玄関口は残るかと思いますが、大きくは吸っている状況は変わっていくだろうというふうに思っております。

また、事業所等のお話もありましたが、それぞれタクシー等もちろん禁煙になっておりますし、それぞれの事業所は、また関係機関等の中において協議をされ、禁煙環境をつくっていくというふうに行っておりますので、まずはそれぞれの部署でもって前向きに進んでいるのかなというふうに認識しているところでございます。

議 長（円子徳通君）

杉山君。

3 番（杉山茂夫君）

最近、新聞等でいろいろ報道されております。同僚議員からも、私とその受動喫煙とかたばこの話をするものですから、非常に興味を示したらしくて、東奥日報の記事をいただきました。

これによりますと、2020年の東京オリンピック、あと3年半後ですか、それに向けて、いわゆる国内全体でもそういう受動喫煙の問題について国が取り組むと。それを受けて、きっと県のほうでも取り組むということで、今回、町のほうで具体的にこの5年間の後期計画にもその文言を載せて取り組むという姿勢が大変大事なことではないかと思っております。

この問題については、私も協力をしながら、六戸の空気クリーン施設ということで理解をしてみたいと思います。

次に、町診療所についての件でございますが、私は実は今の後期計画の部分で、ちょうど健康ポイント事業ということで今いろいろやっている、その健康づくりの中で、実は病院施設の大規模改修について検討ということで、文言をはっきりその計画書の中にのせておるものですから、大規模改修の計画あるいはめど、こういった部分もしかしたら町長のほうでお考えがあって、またこの計画をのせたのかなと思っておりましたが、先ほどの部分で、それも含めて検討ということで、それ以上の部分は今のところあるかないかをお伺いしたいと

思うんですが、よろしくをお願いします。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

病院施設は、診療所施設ですね、の大規模改修ということでございますが、まずは病院を建てかえとかそういう意味では考えてはおりません。あくまで、今、診療所というふうに急激に変わってきたわけございまして、その医療を提供するに於いての状況、また、入院を扱うようにするのか否かということも出てまいります。まだ切りかわったところで、具体的ななどという形を整えられない時期でございますので、何をというふうには言えませんが、基本的には、現段階でのある程度改修というのは、まず、リフォーム的な意味合いになるのかなというふうに思っております。

建物自体は、先ほど申し上げましたように、31年経過していると申し上げましたが、一応、耐震化等においては問題がございませんので、リフォーム等の中で対応するというのが差し当たりではないかなと。まずは今、経理的な意味、または内容の整備という部分で、まだ確固たる形になり得ていませんので、そちらのほうの経費ですとか、もちろん旧機材は古くなるもの、決まっているものは、コストがかかろうとも更新していくようにしておりますが、病院全体においては、病院自体をどうこうする以前に、内部を整えるという部分に、今回、専決等で、または予算等をお願いしているような形でございますので、今のところは、大きくやるというものは特に計画としては持ち合わせておりません。

今後において、必要な部分において対応していくことになるというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

3番、杉山君。

3 番（杉山茂夫君）

実は、六戸町は10月から町立病院が診療所になったわけです。実は、その前の病院であれば、例えば三十幾つのベッド数が、今度診療所になって19床、19ベッドということになり

ます。

そうしますと、今まで2階の入院している部屋が、例えば三十何人のそれまで準備していた病室の部分が19でなるとすれば、その辺の部分で、例えば部屋数の問題とかいろんな部分、それ等の部分で、いわゆる改修をするということ、あるいは、もしかしてその診療所の中で新たな例えば部屋が必要だとか、そういうことの部分で中身の部分を変えていくと、きっとそういうことかなということ、町長の答弁を伺いました。

実はこの後期計画にも、ベンチマークと目標指数がありまして、この中に実は病床の利用率ということで、26年度30%弱だったものを、5年後には60%以上にするというので、きっとその病床の関係もあるかと思えます。それからまた、私、今、バスによって特定健診の部分がありますけれども、例えばそういう診療所の中に特定健診のちょっとセンターまでは行かなくても、1つのそういった部分をつくるか、あるいは何かそういう形でもきっと利用の仕方を考えての大改修だというふうにちょっと捉え直しましたが、そういう理解でよろしいのかどうかを、また再度ちょっと確認したいと思えます。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

病院の施設のあり方に関しましては、先ほど申し上げたとおりであります。実際のところ、今後の変化という部分においては先行きが見えない状況がございます。これは六戸の診療所ということではなくて、地域医療におきまして、まずこの計画があった段階と違ってきたのは、ベッド数を減らせと、病床数を減らせということ。それから、地方の医療という公共の医療に関して非常に厳しくなってきたことがございます。それらの変化というのは、どのように対応していくかというのは、周辺の公共病院との連携ですとかいろんな協議がなされていかなければなりません。

ですから、それらに伴い、実際の中をどのように変えていくかというのは、私どもだけでやっていっても、そのとおりにいくとは限りませんので、相当額のコストがかかるというふうに、仮に計画をした場合でも。ですから、その状況と照合しながら私どもの立場という部分も考えていかなければいけないというふうに思います。

皆様ご存じだと思いますが、青森県の場合は、公共病院の依存が非常に高い、また、その



率が高いのが青森県でございます。他県のほうへ行きますと、それがまた逆でございます、民間医療のほうはるかに多くて、公共の病院というのはほとんどわずかしかないというのが現状でございます。

私たちここにいますと、何か町立病院ですと、市民病院ですとか、当たり前というふうに思ってしまうんですけども、実は日本全国から行きますと、公立病院に依存しているのは、非常に高いのが青森県、それをまたそうだと思込んでいるのは青森県という現状がございます。

ですから、国等の指導等が、公的な病院のコストを削減しながらやっていくという、非常に医療費、経費をかけるなみたいな流れになっていることは、何か健康を求めている割には、流れとしてはちょっと納得しかねるようなものがございます。

ただ、実際の運営上においてもコストがかかるわけございまして、私どもとしては周辺と相談しながら理想的な形で医療を提供できる環境にするようにやっていかなければいけない。それが定まらない間においては、私どもが持ち得る環境の中で医療提供するというように努めていかなければならないというふうに思っておりますので、今、具体的にどのような形に変えていくかということをお願いできないことをご理解賜りたいというふうに思います。

議長 長（円子徳通君）

3番、杉山君。

3番（杉山茂夫君）

これも、そういうことであればちょっと確認ですが、例えば2次医療圏域内、例えば十和田の病院とか三沢の病院とか八戸の病院とか、いろんな高度医療病院等のその辺の連携、あるいは県のほうのそのベッド数の、例えば入院患者のほうのその辺の指導、こういったことも全部含めながらこれから検討していくということで、今のところは大規模改修の部分の中身については、全く決まっていないということで理解してよろしいかをちょっと確認したい。

議長 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

そういうふうには、こちらとしてこういうふうなプランでというのは、現在ございません。

ただ、先ほど申し上げたように、リフォームですとか、今使っている中において改修していくのがベストと思われるものであれば、その部分はリフォームなり改善していくべきだろうなというふうに思っているというのが現状でございます。

議 長（円子徳通君）

3番、杉山君。

3 番（杉山茂夫君）

それでは、今度は3つ目の質問について、再質問したいと思います。

防災無線の子局の新設ということで、先ほど古里西地区で子局の新設が要望によってあるということです。

実は、私これ、11月29日の火曜日、私の仕事がおいらせ町なんですけど、突然、全国一斉情報伝達訓練という部分で、屋外試験放送ということであったんです。

それはきっと全国一斉にそういう、例えば防災無線とかそういった部分の放送網を使って、どの地域までそれが届くかとか、あるいはその辺の調査もかねて試験放送をしたのかどうか。

私はそのときはちょうど六戸にいませんものでしたから、これは六戸でもそういう形で試験放送があったんですか。まず、そこをちょっと確認したい。

議 長（円子徳通君）

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

緊急通報システムといいまして、Jアラートといいますけれども、それについては、国のほうで放送しているものでありまして、全国で聞こえる、聞こえない含めてのテスト放送がございます。

議 長（円子徳通君）

杉山君。

3 番（杉山茂夫君）

それは、じゃ、例えば防災無線のそれとはまた別な。ああ、そうですか。

ちょっと私も思ったんですが、例えば先ほどの防災無線の配置だとか、いわゆるその辺の活用についてもですが、例えばこの地域には聞こえる、この地域には聞こえづらい、あるいは私のところは館野という町内会なんです、そちらのほうにもあるんですが、こちらの役場のほうかわかりませんが、二重に聞こえてきたり、そういういろんな地域で、例えばそういう防災無線が聞こえる場所、あるいは聞こえづらいところ、それからさっきの子局であれば全く聞こえないところ、こういった部分というのは調査をきちんとしたことがあるのか、あるいはアンケート実施か何かでそういう形という、そういう何か調査というのはあるのでしょうか、それをちょっとお伺いしたい。

議 長（円子徳通君）

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

お答えいたします。

設置の際には、業者のほうで、その旨、聞こえる聞こえない、音量等については調査をして設置しておりますが、その後は、町民の方から聞こえづらい、音が大き過ぎる、小さ過ぎるということに対しては、向きを変えたり音量を調整したりして対処しております。

議 長（円子徳通君）

3番、杉山君。

3 番（杉山茂夫君）

ということは、そういった部分で、地域の要望とかそういった部分については把握しておられるということによろしいわけですね。はい。

そうしますと、例えば先ほどの部分で、子局の新設等ということですが、例えば聞こえづらかったり、あるいは、今特に北部のほうとかいろいろあれですけども、そういったところで、こちらのほうにもそれを要望するとかという部分がもしなされるときには、いわゆる

この後期計画の方針に従って検討するという事で理解してよろしいでしょうか。

議 長（円子徳通君）

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

そのとおりでございます。

平成28年度においては、小松ヶ丘の地区が住宅がふえているということで、新設はしませんでしたけれども、音達域の拡大ということで、より広く聞こえるようなスピーカーに更新しております。

以上です。

議 長（円子徳通君）

3番、杉山君。

3 番（杉山茂夫君）

それについては承知いたしました。

先ほど、高坂議員の質問で、やはりいろんなこれからの災害、そういった部分で、この防災無線というのは、唯一のこの地域、町の伝達方法だと思います。そういった部分では、その適正管理、あるいはその辺で漏れなく行き渡るような形で、それこそ有効活用をお願いしたいと存じます。

次に、4番目の道の駅ろくのへの周辺の道路整備については、先ほどわかっておりますが、遊具等の設置ということで、私がどうしてこれを持ち出したかといいますと、実は後期計画の中の83ページ、ちょうどここに郷土資料館の来場者数という部分が載っておりました。83じゃないな、どこだっけ。

（「87」の声あり）

3 番（杉山茂夫君）

この中に、平成26年度が30人と、32年度は目標300人ということで、10倍の人数を目標に

掲げております。

実は、その道の駅ろくのへの中には、苔米地家住宅という部分があるわけです。六戸の1つの歴史を語る部分ですけども、その中に、実は苔米地家住宅のほかに、六戸町のこの郷土の歴史ということで郷土館があるわけですね。郷土館が、実は社会福祉協議会のほうの舘野公園の東側にあるわけですけども、そうすると、30人しか年間訪れないという部分と、この苔米地家住宅との何か連携というんですか、それについて、この道の駅の部分に逆にその郷土資料館のいろんな資料を、何か連携する形で持っていくことが、一つの道の駅の何か、いわゆる部分に資するのではないかと。

ここで伺いますが、郷土資料館ができて結構な年数がたっていると思うんですが、私ども議員も一度視察に行ったことがございます。奥のほうの倉庫にもさまざま飾っていないいろんな展示物が収納されておりますけれども、この資料館と苔米地家住宅とのコラボというんですか、そういった部分については考えていくおつもりがあるのか、その辺をちょっと伺いしたいと思うんです。

議 長（円子徳通君）

教育課長。

教育課長（吉田英輔君）

お答えいたします。

郷土資料館の立地の条件もございまして、なかなか入場者数がふえないということもあります。ですので、事業といたしましては、郷土資料館にあるものを苔米地家に移して展示したりとか、そういう事業のほうは実際に実施してございます。

以上でございます。

議 長（円子徳通君）

3番、杉山君。

3 番（杉山茂夫君）

そうしますと、今の言い方だと、郷土資料館のものを苔米地家住宅に時々持ってきたり、あるいは入れかえたりしながらいるような状況というふうに考えてよろしいのでしょうか。

ちょっと私のほうからひとつ提案したいと思うんですが、各いろんな町、道の駅があります。その道の駅のコネクトがあると思うんです。うちの道の駅ろくのへについては、そういういろんな物産の部分はこちらのほうにあるんですが、その苦米地家住宅がぼんとあるわけです。それが、例えばいろんなドライバーがそこを見ていくわけですが、その住宅の中だけ見るだけではなく、私は、何というか、郷土資料館の部分を逆にそれと一体として、別にまたそこに移すような形のものを取り入れて、そして道の駅のそういう郷土資料的な部分を充実する新しい道の駅というんですか、その辺を周辺も含めて考えてみる、そういう部分も必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

今の例えば郷土資料館については、例えば隣に、いわゆる社会福祉協議会あるわけですから、その部分で、例えば高齢者なりいろんなそのコミュニティの人たちの集いの何かの部分でまた残すとか、その辺について、ちょっと伺いたいと思うんです。

議 長（円子徳通君）

副町長。

副町長（保土澤正教君）

ただいまの杉山議員さんのご質問、郷土館の利用のあり方、あるいは苦米地家住宅との利用、これをコラボさせる何か手法はないのかとか、いろんな提案が現在されておりますけれども、これはやはり私も、副町長就任してすぐ、郷土館があそこにあると知らなかったという話をして、大変ひんしゅくを買ったのでありますが、それだけ利用頻度が少なくなっている実態、このことについては、教育課のほうに、何とかうまくあそこに人を、動線を持っていくことはできないんだろうかというふうなことを、再三教育課のほうともお話をしておりますし、苦米地家住宅のほうも、あそこ何となく利用がされていない、時々秋の展示会だとかなんとかということで、先ほど課長のほうからありましたように、郷土館の展示物を持って行って展示している、そういうふうなことはあるんですが、あそこの苦米地家住宅の建っている位置が非常にいい場所にある。もちろん国道45号線のバイパス沿いにあるということも含めて、何とかしてあそこを活用する方法はないんだろうか、いろいろ探ったんですが、あそこの場所で火器を扱えない、火を扱えない、これが一番の今ネックになっている。

本来であれば、カヤぶきの家ですので、いろりをたいて、煙で中を燻蒸して保存状態をよ

くするというのも1つなんですが、その燻蒸処理にお金を出して、よそのほうからわざわざ、中で火を燃やさないで外で燃やして煙を送り込んで、そのカヤぶきの屋根としての保存をしている。

あそこで火を使ったことが何かできないのかというふうなことをいろいろ検討させました。その結果は、消防署の指示によれば、あそこの区域ではやはり火は扱えない、ああいう木造の構造であれば火は扱えない、そういうふうなことから、いろんな提案はあるんですが、なかなかそれが実現の方向に行っていないと、そういうことが現状でございます。

これを何とか改善する手法、外でつくって中で提供するとか、そういうふうなことができるのかどうか、その辺はまた改めて検討しなければいけない案件だとは思っております。

以上です。

議 長（円子徳通君）

3番、杉山君。

3 番（杉山茂夫君）

今の私の提案は、今ある苔米地家住宅の建物は建物として、そしてそれ以外に、いわゆる郷土館的な建物を、例えば併設して、そして今の郷土館からのものを持ってきて、そして、いわゆる建物を見たり、あるいは私たちの先代の人たちが使ってきた民具なり、あるいはさまざまの農具なり、そういったものを見ながら、いわゆるこの地域の歴史を振り返られるような、そういう部分で、別物でそういう計画をできないかということで伺っておりました。いかがでしょうか。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

実は、当初あそこはPRセンターでございまして、道の駅という考えで設置したわけではありましたが、国交省の関係もありまして道の駅というふうになりました。

もうちょっと用地スペースを持とうかなと、持てればいいなというふうに思っていたわけですが、なかなかそれができないまま今日に至っております。

苦米地邸は向うにあって朽ち果てる状況というのもありまして、移設してつくりましょうというふうになって、狭いスペースでしたが、そこに設けたというのがございます。

今、道を整備しておりますので、今後において、奥のほうとかそういうところを毎日、やれるかどうかはわかりませんが、場所を、スペースをとれば、私は複合的な意味合いで、あのエリアを整備という部分は可能かなというふうには思っております。

ただ、今すぐこういう施設をつくるというプランは持ち合わせておりませんが、今やっと道のお話をさせていただきましたけれども、つながることによって、人々の見方、流れ方という部分は変わってまいりますので、そこで有効的な状況を道の駅を中心としてつくり上げていくことが将来出てくるのではないかと。

今、私自身を含めて、気づいていない意味で、もっと活用的な意味で、皆様が求めるものがあるやもしれませんので、まず道ができましたら、その流れと状況を見ながら、今後のあの地域を考えてまいりたいというふうには思っておりますので、具体的には今、何をということではなく、何かがないといけないかなというのは全く同じ考えかなというふうには思っているところがございますので、ご理解いただきたいと思えます。

議 長（円子徳通君）

持ち時間まで残り10分となりましたので、お知らせいたします。

3番、杉山君。

3 番（杉山茂夫君）

実は今の部分が国道と道の駅、そして官庁街とつながる。いろんな部分で活用の仕方が出てくると思います。ですから、ここでは遊具の設置も検討とありますが、そういった部分で、やはりその道の駅をどういうコンセプトで、いわゆるここに来たら、ああ、これは六戸の道の駅としてこういうことを表現したいんだなど。あるいはそういう部分を町民の皆さんも含んでいろいろ考えて、そして、いろんな形で六戸のPRに、観光のいわゆる1つの資源になるように考えてもらえたらと思います。

最後に、5番、6番の部分について、1つは、町税等のコンビニ払いの納付については、それも含めて検討するというので、ぜひ、実は今、青森県におった場合、自動車税などももうコンビニで払えるわけですね。ある方が、いや、コンビニ払いになれば払いやすいんだけどもという方がおりました。銀行とか役場の窓口に来なくてもということで、ぜひ検討



をお願いしたいと思います。

最後に、5番目に、役場の事務事業への町民団体、いろいろさまざまありましたのですが、その中で、1つちょっと私、気になるのが、実はこの後期計画は六戸町ひと・しごと創生総合戦略とも絡みながらあるわけで、その中で、実は、今いろいろブランド協議会含めて特産品の開発とかさまざまやっております、民間も含めて。

その中で、実はこの中にもシティセールスとPR活動の強化ということで、最近、先ほども言いましたプレミアムシャモロックもかなり新聞等を通じていろいろPRされている。そういうのは、非常にやはり大事な部分で、六戸のイメージアップにつながると思うんですが、実は9月に広報委員会で東京に広報の研修に行っていました。

そのときに、実は青森県のアンテナショップというのが、なかなか行けないものですから、ちょうど東京飯田橋の駅前にあるんですけども、ちょうど神楽坂と反対側のところにあるんですが、そのアンテナショップの実はあおもり北彩館に、議員のみんなで行ってまいりました。

その中で、ずっと商品を見ながら、あれ、六戸の物あるかなと見ましたら、ありませんでした。町の特産が青森県のあおもり北彩館にないです。

実は、先ほどふるさと納税の中に、本当にいろんな形の返礼品がたくさんできたと思って私も喜んでおりましたけれども、ないというのは非常にやはり問題だろうと思う。その辺できっと、県の物産協会とかいろんな形のつながりもあるかと思うんですが、これはひとつご検討をいただきたいと思います。

ただ、1つ、さっき六戸町のもが全くないと言いましたが、1つだけ、六戸のニコというお菓子屋さん、小向製菓ですか、そのラスク、パンのラスク、それが1つ置いてありましたけれども、それはきっと町を通してではなくて、物産協会、そういうものを通さないで直接きっとそっちのほうに行っているかと思うんですけども、それが1点。

それともう一つ、そこには物がなくても、売るものがなくても、パンフレットとか町の案内とか、そういうのが県内の全市町村ほとんどみんなあるんですね、そのコーナーに。ところが、六戸町のパンフレットが1枚もありませんでした。

これについて、もっと東京で、例えばそういったことでPRするのでしたら、こういったところの具体的にあるものから進めていかれたらということをご提案することで、最後の質問としたい。よろしく申し上げます。

議長（円子徳通君）

産業課。

産業課長（高橋宏典君）

産業課としてお答えいたします。

東京のアンテナショップ北彩館のほうに商品がない、チラシがないということ、先日私も知りまして、大変驚いているところです。

現在、産業課としましては、9月議会のほうでもお話しさせていただきましたが、ベジタランドのPRポスターのほう、現在作成して、間もなく完成する予定でございます。あと、大玉にんにくのチラシに関しましても、平成28年度の予算のほうで計上しておりますので、間もなくこれについても完成する予定でございます。あわせて、パンフレットのほうも各種取りそろえましてアンテナショップさんのほうにお送りして、展示をお願いしようと考えているところでございます。

あと、商品に関しましても、六戸町の特産品、なかなか展示がなかった、陳列がないということを受けましたので、どういったものを送って向こうのほうで販売していただけるのかも含めまして、検討してまいりたいと考えております。

議長（円子徳通君）

3番、杉山君。

3番（杉山茂夫君）

以上、ご質問いたしまして、そしてまた、ご要望あるいは提案をして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（円子徳通君）

これで3番、杉山茂夫君の一般質問が終わりました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議を12月6日午前10時より本議事堂において再開いたしますので、本席より告知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会（午後 0時08分）